

むつ市都市計画マスタープラン 修正箇所一覧表

※以前は印刷を想定して白紙ページが含まれていましたが、今後はPDFでの閲覧を中心とするため白紙ページを削除しました。白紙ページに付していたページ番号を削除し、重複したページを修正したため、ページ数にずれが生じています。ページの（ ）書きは、変更前のページ番号となります。

ページ	項目	箇所	修正内容	修正前	修正後
9	第1章 主要課題の整理	下水道・河川	まちづくりの分野の変更	下水道・河川	下水道・河川・水路
9		下水道・河川	表現の修正	■生活環境の向上を図るため、公共下水道、集落排水、 <u>浄化槽</u> などの <u>汚水処理施設</u> 、並びに <u>排水施設</u> の整備を進める必要があります。	■生活環境の向上を図るため、公共下水道、集落排水、 <u>合併処理浄化槽</u> などの <u>汚水処理施設</u> 、並びに <u>雨水排水施設</u> の整備を進める必要があります。
30 (34)	第4章 全体構想 4-2 都市施設整備の方針	(4) 下水道・河川 1) 下水道	対象の変更	公共下水道、 <u>特定環境保全公共下水道</u>	公共下水道、 <u>下水道類似施設</u>
30 (34)		(4) 下水道・河川 1) 下水道	表現の修正	■汚水処理は「公共下水道」、 <u>「特定環境保全公共下水道」</u> 、「 <u>合併処理浄化槽</u> 」の整備により、 <u>生活環境の向上</u> に努めます。	■汚水処理は「公共下水道」「 <u>合併処理浄化槽</u> 」「 <u>集落排水施設</u> 」により、 <u>生活環境の向上及び水質汚濁防止</u> に努めます。
30 (34)		(4) 下水道・河川 1) 下水道	内容の削除	■ <u>公共下水道事業区域及び集落排水事業区域</u> など以外では <u>浄化槽の設置を進め水質の汚濁防止に努めます</u> 。また、 <u>公共下水道区域の未整備区域</u> においても <u>当面の間は浄化槽による汚水処理を行います</u> 。	(削除)
30 (34)		(4) 下水道・河川 2) 下水道	表現の修正	■市街地内を流れる <u>河川</u> は総合的な治水対策に配慮しながら…	■市街地内を流れる <u>河川・水路</u> は総合的な治水対策に配慮しながら…
33 (37)	第4章 全体構想 4-3 都市環境形成の方針	(3) 都市環境 2) 環境にやさしいまちづくり	内容の修正	■ <u>下水道、及び下水道類似施設の整備による河川・水路の水質の維持、汚濁の防止、解消を図ります</u> 。	■ <u>公共下水道及び合併処理浄化槽などにより河川・水路の水質の維持、汚濁の防止、解消を図ります</u> 。

40 (44)	第5章	③河川・下水道	内容の修正	③河川・下水道	③河川・下水道・水路
40 (44)	地域別構想 5-2-1	③河川・下水道	内容の修正	○公共下水道の整備計画にあわせて、計画的な整備を推進します。	○雨水排水施設の計画的な整備を推進します。
40 (45)	むつ田名部地域	【地域全体】	内容の修正	■公共下水道の計画的な整備	■雨水排水施設の計画的な整備
45 (49)	第5章	③河川・下水道	内容の修正	③河川・下水道	③河川・下水道・水路
45 (49)	地域別構想 5-2-2	③河川・下水道	内容の修正	○公共下水道の未整備区域においては、計画的な整備を推進します。	○雨水排水施設の計画的な整備を推進します。
46 (50)	むつ中央下北地域	【地域全体】	内容の削除	■公共下水道の計画的な整備	■雨水排水施設の計画的な整備
49 (53)	第5章	③河川・下水道	内容の修正	③河川・下水道	③河川・下水道・水路
49 (53)	地域別構想 5-2-3	③河川・下水道	内容の修正	○公共下水道の整備計画にあわせて、計画的な整備を推進します。	○雨水排水施設の計画的な整備を推進します。
50 (54)	むつ大湊地域	【地域全体】	内容の修正	■公共下水道の計画的な整備	■雨水排水施設の計画的な整備
53 (57)	第5章 地域別構想 5-2-4 むつ地域	③河川・下水道	内容の削除	③河川・下水道 ○下水道の未整備区域については、集落排水施設などの検討や合併浄化槽の整備を進めます。 ○整備計画の区域外の地区においても、汚水処理について整備計画、実施計画の検討を進めます。	(削除)
54 (58)		【地域全体】	内容の削除	■集落排水施設等の検討、合併浄化槽の整備	(削除)

58 (62)	第5章 地域別構想 5-2-5 大畑地域	③河川・下水道	内容の修正	③河川・下水道	③河川・下水道・水路
			内容の修正	○下水道計画区域内の公共下水道の未整備区域においては、 <u>計画的な整備を推進します。</u>	○ <u>雨水排水施設の計画的な整備を推進します。</u>
			内容の削除	○ <u>その他の地区においても、<u>汚水処理について整備計画、実施計画の検討を進めます。</u></u>	(削除)
59 (63)		【地域全体】	内容の修正	■ <u>公共下水道の計画的な整備</u>	■ <u>雨水排水施設の計画的な整備</u>
			内容の削除	■ <u>汚水処理についての整備計画、実施計画の検討</u>	(削除)
62 (66)	第5章 地域別構想 5-2-6	③河川・下水道	内容の削除	○下水道計画区域内の公共下水道の未整備区域においては、 <u>計画的な整備を推進します。</u> ○ <u>その他の地区においても、<u>汚水処理施設について整備計画、実施計画の検討を進めます。</u></u>	(削除)
63 (67)	川内・脇野沢地域	【地域全体】	内容の削除	■ <u>下水道の計画的な整備</u>	■ <u>雨水排水施設の計画的な整備</u>
			内容の削除	■ <u>汚水処理についての整備計画、実施計画の検討</u>	(削除)
72 (77)	第6章 実現化方策の検討 6-1-2 都市施設整備の実現化の考え方	(4) 河川・下水道	内容の修正	○下水道は、 <u>公共下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業</u> により推進します。	○ <u>汚水処理は、公共下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽の設置</u> により推進します。
74 (79)	第6章 実現化方策の検討 6-2-2 都市施設	(3) 下水道	内容の修正	○ <u>公共下水道区域は、公共下水道事業を今後とも推進していくものとし、また、立地適正化計画と整合を図りつつ、社会状況などに応じて計画区域の見直しを行っていきます。</u>	○ <u>事業規模の適正化を図るほか、立地適正化計画や社会情勢の変化、災害による環境の変化等を踏まえ、必要に応じて計画区域の見直しを行っていきます。</u>
			内容の削除	○ <u>公共下水道区域外については、<u>下水道類似施設などによる整備を検討します。</u></u>	(削除)